

2024年度 第2回企業倫理委員会 次第

日 時 : 2024年9月18日(水) 14時00分～16時00分

場 所 : 中国電力株式会社 本社1号館12階 特別会議室

議事次第 :

内容	掲載資料	担当
委員長あいさつ	—	芦谷委員長
1. コンプライアンス推進施策の主な実施内容	P 3	コンプライアンス推進部門
2. 一連の不適切事案に係る対応状況等について	P 6	コンプライアンス推進部門
【 議 論 】		
3. 内部通報制度の運用状況について (2024年5月～2024年7月)	P 8	コンプライアンス推進部門
【 議 論 】		

以 上

2024年度 第2回企業倫理委員会 委員等一覧

委員長	芦谷 茂	代表取締役会長
副委員長	小西 秀宣	弁護士
副委員長 (兼. 幹事)	宮本 伸一	常務執行役員 (コンプライアンス推進部門長)
委員	磯村 定夫	中国地域ニュービジネス協議会 参与
〃	松浦 秀子	日新運輸工業(株) 代表取締役社長
〃	中川 賢剛	代表取締役社長執行役員
〃	落合 和志	中国電力労働組合執行委員長
オブザーバー	藤本 圭子	取締役監査等委員
説明者	田中 康義	コンプライアンス推進部門部長 (コンプライアンス・企業再生プロジェクト)

1. コンプライアンス推進施策の主な実施内容（前回委員会以降の主な取り組み）

（1）コンプライアンス経営推進および独占禁止法遵守の誓約（6月）

6月の人事異動に伴い誓約の対象となった役員（執行役員を含む）および組織の責任者が「コンプライアンス経営推進誓約書」に署名。

また、独占禁止法遵守誓約書についても、対象者（上記に加え、販売事業本部・経営企画部門のマネージャー以上、セールスセンター所長、東京支社のマネージャー以上）が署名。

（2）不適切事案の水平展開（7月）

当社の企業倫理相談窓口で受け付けた事案の概要および対応結果等について、各事業本部等およびグループ会社への水平展開を実施。

（3）エネルギーグループ コンプライアンス・リスク管理責任者会議の開催（7月）

今年度第1回を開催し、グループ各社の責任者に対するコンプライアンス推進・リスク管理の取り組み等について働きかけを行うとともに、至近の情勢について情報共有。

（実施内容）

- ✓ 当社「リスク管理基本方針」の見直しについての説明
- ✓ 管理支援業務に関する法令改正に係る情報提供
- ✓ 個人情報保護法改正に係る情報提供
- ✓ 当社の企業倫理相談窓口の運用実績についての説明
- ✓ 廃棄物の適正処理に係る注意喚起

（4）コンプライアンスガイドラインの改訂（9月）

社会情勢の変化および法令改正等ならびに一連の不適切事案を踏まえ、年1回の定期見直しを行い、全社員へ周知。

（5）所属長による業務点検（8～9月）

全所属長（ライン課長・マネージャー）が、自職場の問題点や弱みの早期把握・課題解決を図るため、全社共通の点検項目および事業本部等独自の点検項目に基づき点検を実施。今年度は、一連の不適切事案の再発防止の観点から、上記項目に加え、業務プロセスに潜在する法令・ルール等に抵触するリスクを把握するための点検項目を追加。

また、点検結果をコンプライアンス推進部門にて集約し、集約結果から抽出された課題を各主管部門と共有し、主管部門において改善を実施。

なお、点検の実施にあたっては、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」）からの意見を反映（対応できていない項目だけでなく、対応できている項目についても、その理由を報告させる等）。

（６）リスク管理研修の実施（６～８月）

「法令・ルールに関する理解やリスク感度の不足」への対応策として、本社各組織の総括部長・総括マネージャー等を対象とした社外専門家による研修を実施。研修では、リスクマネジメントの見直しの背景や目的に加え、リスク感度を高めるための検討ポイント（「既知のリスクの理解向上」および「未知のリスクの感知力向上」等）について説明。また、リスクに影響を及ぼす事象や外部環境の変化に伴う新たなリスク等について、実務に照らしながら検討を行うワークショップを実施。

（７）エネルギーグループ コンプライアンス特別研修（８月）

当社・グループ会社の役員など約１００名を対象に、コンプライアンス経営に関する会長訓示および社外講師による講演を実施（昨年と同様に、オンラインと集合を組み合わせたハイブリッド型で実施）。

① 会長訓示

コンプライアンス最優先の業務運営を徹底させるため、次のとおり訓示。

- ✓ 信頼関係構築のためには、常にお客さまやステークホルダーの視点に立ち、相手の気持ちに寄り添い、誠意をもって対応することの地道な積み重ねが肝要。
- ✓ 役員・幹部社員は「コンプライアンス経営の推進」を自分事として捉え、率先垂範して職場に定着させる。

② 社外講師講演

【講師】

増田 ^{えいじ}英次 氏（増田パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士）

【概要】

- ✓ 現状のコンプライアンスは、過去の失敗事例に基づく「不正をしてはならない」というネガティブな「遵守の強制」になっている。
- ✓ 変化と不確実性が増すVUCAの時代のビジネスにおいては、法令遵守を前提として「会社のありたい姿の実現のために正しいことをする」という未来志向のコンプライアンスの考え方が重要となる。

(8) コンプライアンス強調月間の実施（11月）

コンプライアンスに対する社員意識の喚起等を目的に、会長メッセージの伝達や職場話合いなどの諸施策を実施予定。

2. 一連の不適切事案に係る対応状況等について

(1) 各事案の集中改善期間[※]の取り組みに対する監督官庁の評価について

① 新電力顧客情報の不正閲覧事案

当社は、本事案について、昨年4月に監視等委から業務改善勧告を受け、再発防止に取り組んできたが、その取り組み状況について、監視等委による評価・採点が行われ、本年6月25日、その結果が公表された。

本採点結果においては、内部統制の強化に向けた取り組みについて、一定の水準に達しているとの評価を受けるとの一方、再発防止策を実効的・持続的に機能させていくために必要な「リスク評価」および「モニタリング活動」（再発防止策の実施状況の監視等）については、改善の余地があるとの評価であった。また、本年8月9日には、同委員会委員長からのフィードバックを受けた（本件をもって、集中改善期間は終了）。

今回の評価を踏まえ、今後も継続的に内部統制の強化に取り組んでいく。

② 独占禁止法違反疑い事案

当社は、本事案について、昨年7月に経済産業大臣から業務改善命令を受け、再発防止に取り組んできたが、昨年10月から実施されている監視等委によるモニタリングの中で、その取り組みの実効性等について一定の評価を受けた（監視等委は、「原則として、集中改善期間の延長等を行わない」ことを公表）。

また、本年9月9日、今後の当社の取り組み姿勢を「コミットメント」として対外公表。

※ 各事案に関して、監視等委事務局は、業務改善計画提出日以降1年間を「集中改善期間」と位置づけ、業務改善命令・業務改善勧告・業務改善指導の対象となった事業者に対して、再発防止の取り組み状況のモニタリングを実施。

(2) 不適切事案再発防止対応本部の解散について

各事案の集中改善期間の終了を条件として、不適切事案再発防止対応本部の解散を予定。解散以降は通常の業務体制の中で、各種取り組み状況のモニタリングを実施。

(3) 前回委員会以降に実施した主な取り組み

① 一連の不適切事案における共通の根本原因の分析結果を踏まえた対応

a. 「エネルギーグループ企業行動憲章」に関する役員と若手社員の対話

(6～7月)

行動憲章の見直し内容について、社員一人ひとりへの浸透を図る観点から、若手社員が行動憲章に関する疑問点・聞きたいことを、役員（取締役）に直接質問し、対話形式で回答する様子を動画撮影し、全社へ発信。

b. 「中国電力はもっと変わろうプロジェクト」の実施（7月～）

当社が抱える組織風土・企業文化の課題を共有し、思考・行動面で「私たちはどう変わっていくべきか」を考えるプロジェクトを発足させた。若手社員30名による約4箇月にわたるワークショップでの議論等を踏まえ、今後、社内（経営層を含む）に報告予定。

② 経営層を対象にした独占禁止法研修（7月）

独占禁止法に関する意識向上、理解促進を図るため、役員および関係箇所の管理職等を対象とした外部講師（弁護士）による研修会を実施。

③ 役員・社員を対象にした行為規制研修の実施（7月～9月）

行為規制（一般送配電事業の中立性確保）の重要性の認識とルール理解促進を図るため、全所属員（役員含む）を対象としたeラーニングによる研修を実施。

④ 再発防止策の効果や課題等の確認を目的とした事業所訪問（8月～9月）

コンプライアンス推進部門（企業再生プロジェクト）が事業所（計12か所）を訪問し、社員に対し、再発防止策や研修等に関するインタビューを実施。

⑤ 「内部統制強化委員会」の開催（7月）

第6回内部統制強化委員会を開催（7月4日）。当社の内部統制強化の取り組み状況等を説明し、評価・助言を得た。

⑥ 景品表示法違反事案への対応状況

お客さまへの返金対応を実施中。

3. 内部通報制度の運用状況について

2024年5月～2024年7月の間に、相談窓口に9件（昨年同期16件）の通報・相談が寄せられた。いずれの事案についても必要に応じて事実調査等を行い、顕名による通報・相談者には結果を連絡するなど対応した。

社内・社外別 通報・相談件数 (件)

	5月	6月	7月	計
社内窓口	1(0)	1(0)	4(3)	6(3)
社外窓口	0(0)	2(1)	1(1)	3(1)
計	1(0)	3(1)	5(3)	9(4)

() はグループ会社等に関する受付件数を再掲。

顕名・匿名別 通報・相談件数 (件)

	5月	6月	7月	計
顕名	1(0)	2(1)	1(1)	4(2)
匿名	0(0)	1(0)	4(2)	5(2)
計	1(0)	3(1)	5(3)	9(4)

() はグループ会社等に関する受付件数を再掲